

R3年度 高山小学校「いじめ防止基本方針」

I 「いじめの防止」の基本的な考え方

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、身近に起こるものである。教職員は、いじめを絶対に許さず、ささいな兆候も見逃さず、全ての児童が安心して生活できるように組織的に対応していく。

本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの防止及び早期発見に取り組み、確認された場合は、適切かつ迅速に対処する。また平素から自他を大切する心や自己肯定感、望ましい人間関係を構築していく力を育てる。これらを円滑、確実に行うために「いじめ防止基本方針」策定する。

2 本校のいじめの定義

- (1) 自分より弱い者に一方的に精神的または肉体に攻撃を与える。
- (2) 継続的に加害行為をつづける。(複数児童が1回ずつも当然いじめ)
- (3) 加害行為をしている意識がなくても、被害側が深刻に精神的苦痛を感じている。
- (4) 判定は被害児童の立場に立ち、複数の教員にて総合的に判断する。

3 いじめの発生を未然に防ぐために

- (1) 一人ひとりを大切にした学級づくりを行い、いじめが発生しにくい風土をつくる。
 - ・自己肯定感、自己有用感を育む。学び合う楽しさを味わえる授業づくり。
- (2) いじめを自分自身の問題として考え、児童会を中心に、児童の自主的ないじめ防止活動を推進する。
- (3) いじめの発見にアンテナを高くする
 - ・日常生活の児童の言動や人間関係、表情や様子などの観察
 - ・定期的なアンケートや調査の実施（なかよしアンケート・学級満足度調査など）
 - ・職員間の児童の情報交換および教育相談や保護者との情報交換
- (4) 日頃から学校の姿勢を児童や保護者に周知する。(学級通信、学校だより、PTA広報、WEBページ等)

4 いじめ防止組織

- (1) 生徒指導会議（全職員+SC）
 - ・毎月1回、児童の現状や問題行動、指導について情報を交換し解決改善について話し合う。
- (2) いじめ防止対策委員会（校長・教頭・生徒指導主任・ブロック長・担任・養護教諭・SC・教育委員会）
 - ・情報収集と共有・事実の確認と対応策・当該児童への指導と当該保護者への対応・外部組織への協力要請

*必要に応じて開催

II 「いじめ」の早期発見に向けての取組

1 「いじめ」の早期発見（教師の観察以外）

- (1) 日頃から情報共有する。
- (2) 「なかよしアンケート」毎月
- (3) 「学級満足度アンケート調査（ハイパーQU）」5月、12月
- (4) 家庭訪問5月・教育相談10月
- (5) 児童・保護者・地域からの相談や訴え、情報
- (6) その他あらゆる機会にいじめの存在を連想させるものがあれば、調査する。

2 「いじめ」であるかの判断

(1) 教師の発見や児童からの相談やアンケートの訴え

- ・定義に照らし、被害児童の立場に立って聞く。(1対1)
- ・加害児童にも聞く。(複数の場合は手分けをする)
- ・生徒指導会議、管理職や生徒指導担当等と相談して判断する。*明確な事実確認を行い、憶測で判断しない。

(2) 保護者・地域の方からの訴え

- ・学校長の指示のもと該当教員(担任や通学班担当など)や生徒指導担当が聞き取り調査し、判断する。

(3) 訴えがあり「いじめ」と判定されないものでも、真摯に解決に向けて取り組む。

III 「いじめに対する措置」 (別途「いじめ防止マニュアル」を参照)

1 教師が発見または児童の訴えで発見した場合の指導

(1) 被害児童・加害児童と話して事実を確認する。

(2) 事案に応じて「いじめ防止対策委員会」を編成して対応。ブロック対応、学校全体の対応と指導を広げる。

(3) いじめの事実を保護者(被害者・加害者)に連絡する。

(4) 深刻な場合、さらに詳しい構造を調査する。*急ぐが焦らない。

(5) 被害児童を支援し、加害児童の意識を改善する計画を、担任・担当等で作り解決に近づける。

(6) 指導の過程を定期的に保護者等に連絡する。

*教育相談的な手法、例えば：構成的グループエンカウンターなどの継続的な計画を立て、「学級満足度アンケート」で評価しながら継続的に指導し変化を見る。

2 保護者や地域の方からの訴えがあった場合の指導

(1) 窓口となった職員は担任と代わり、担任はできるだけ詳しく具体的に聞き取る。管理職に報告。

(2) 被害児童・加害児童(見ていた児童など)に事実確認を該当職員(担任・通学班担当など)が行う。

(3) 「いじめ」と確認されたならば、すぐに対策をとる。*事案に応じて、「いじめ防止対策委員会」を編成。

解決の具体的な姿・そこまでの具体的方法等を話し合う。*必要に応じて指導経過を保護者に伝える。

(4) 事実を保護者(被害者・加害者)に連絡して理解を得る。*だめな場合学校に呼んで話し合う。

(5) 深刻な「いじめ」の場合、いじめの構造を調査する。

*加害児童の意識を改善する計画を作る。必要に応じて周囲の曾どうも指導する。

*指導の過程を定期的に保護者等に連絡する。(対応は管理職)

IV 家庭、地域等との連携

1 PTAの各種会議、懇談会、家庭訪問の機会を利用して情報収集をしたり、学校の様子や指導方針等の情報提供を行ったりする。通信等を通して「いじめ防止活動」を周知する。

2 日頃から、家庭との連携を密にし、保護者から相談や情報の提供を受けやすい雰囲気づくりに努める。

3 地域との情報交換を適切に行い、連携地域も巻き込んで防止対策を効果的に推進する。